

平成26年度 長野市地域包括支援センター運営協議会 報告書

日 時	平成26年10月29日(水) 午後2時00分～4時15分
会 場	ふれあい福祉センター4階 会議室2・3
出席者	委員15人(欠席 島田委員)、事務局13人
次 第	<p>1 開 会 介護保険課 戸谷補佐</p> <p>2 あいさつ 寺澤保健福祉部長</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1) 介護保険制度改正と「あんしんいきいきプラン21(第7次長野市高齢者福祉計画・第6期長野市介護保険事業計画)」に計画化する地域包括支援センター運営関連内容について</p> <p>説明：介護保険課 戸谷補佐 (資料1～資料2)</p> <p>(2) 長野市地域包括支援センター基準条例について</p> <p>説明：介護保険課 戸谷補佐 (資料3～資料5)</p> <p>(3) 介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託について</p> <p>説明：介護保険課 戸谷補佐 (資料6)</p> <p>(4) 認知症高齢者・家族支援の新たな取組について</p> <p>説明：中部地域包括支援センター 宮下係長(資料7～資料9) 高戸谷係長(資料10)</p> <p>(5) その他</p> <p>4 閉 会 介護保険課 戸谷補佐</p>
質 疑 応 答 要 旨	
委 員	<p>(1) 介護保険制度改正と「あんしんいきいきプラン21(第7次長野市高齢者福祉計画・第6期長野市介護保険事業計画)」に計画化する地域包括支援センター運営関連内容について</p> <p>資料1の3ページ「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成」で、財源構成が記載されているが、総合事業に移行した場合も、この財源構成でということなのか。</p>
事 務 局	<p>左側に示されているのは、現在の介護保険事業費の財源構成であり、総合事業が導入されれば、現在の介護予防給付サービスのうち、通所介護と、訪問介護が、総合事業に移されるため、財源が増えることになる。ガイドラインでは、総合事業導入の前年度の介護予防通所介護と介護予防訪問介護の給付額に、介護予防事業費を加えた総額に、75歳以上高齢者の伸び率をかけたものが上限となるということなので、算出根拠が変わるようになる。ただし、包括的支援事業及び任意事業は、介護給付費の何%という形で示される予定である。</p>

委 員	資料1の9ページ「介護予防・生活支援サービスの類型（訪問型）」の中の、多様なサービス欄のうち、サービス提供者に、ボランティア主体とあるが、サービスをするのに、何の資格もない人が当たることはどうなのか。また、そういった団体は、長野市内にあるのか。
事 務 局	表を見ていただくと、現行のサービスというところは、現在行われている身体介護等の訪問介護サービスで、こちらは、介護資格を持つ専門職が行うということに変更がない。一方の多様なサービスは、長野市でサービスの内容を検討し、基準を定めるようになる。例えば、ラジオ体操のような形で集まり、住民主体の自主活動として行った場合、それが介護予防につながるということであれば、ボランティア主体の介護予防活動として、助成していくということになる。
委 員	ボランティア主体となったときに、補償問題等の心配があるのではないかと。何かあったときに、誰の責任かということになることが心配。
事 務 局	表の実施方法というところに、補助（助成）となっているが、この補助については、運営に係る経費を認めるとあるので、ボランティアの加入する保険についても認められれば、長野市で補助内容を検討し、補助制度を定めてその中で運営していただく。利用者については、サービス内容について納得した上で利用していただく。
委 員	今、ボランティア保険の話が出たが、施設等で何か行う際に、ボランティアをお願いする機会がよくあり、その場合は、施設側でボランティア保険に入っている。基本的に自分達で加入するが、そういった経費もみてくれることになるのか。
事 務 局	総合事業が始まって、長野市で補助制度を定め、経常経費を認めるということになれば保険も対象になる可能性もある。 サービス提供者がボランティアの例として、現在ボランティア主体で行っている事業としては「認知症カフェ」が理解しやすいのではないかと思います。
会 長	資料1の1ページに、2025年に向けとあるが、高齢者の伸び率も地域差があると思うが、長野市の将来の高齢者人口はどのように推移していくのか。
事 務 局	「あんしんいきいきプラン21」の策定過程で推計する。
会 長	基本的な資料等があると、将来もみえやすい。重点化、効率化すべきことの理由もわかるので、そういった資料も用意していただければと思う。 2ページ目に29年度までに移行とあるが、長野市の計画はどのようになっているのか。
事 務 局	「あんしんいきいきプラン21」の策定にあわせて、移行時期を設定していく予定。
委 員	資料1の8ページ 窓口への相談の際にチェックリストでの判断となっているが、具体

	<p>的にどのようなもので判断するのか。</p>
事務局	<p>今現在使っている基本チェックリストがベースになると思うが、現在の内容では振り分けが難しいということがあるので、今後長野市独自でも検討したい。</p>
委員	<p>現在の人口動態を考えたときに、高齢化社会を支えるプランの中に、少子化対策のプランも盛り込んでどうか。今後サポートする人口がどんどん減少していく状況にあって、少子化対策も、包括ケアの中に盛り込む必要があると感じる。また、高齢者が、高齢者を支える社会のシステム作りも取り入れていかなければならないと感じる。</p> <p>長野市としては、どう考えているか。</p>
事務局	<p>長野市でも、少子化に対して大変危機感を持って取組みをはじめている。</p> <p>将来の人口推計に基づき、定住者の促進として、首都圏から若い世代を呼び込む、また、出生率を増やすといった課題について、どうしていくか検討している。</p> <p>今回の「あんしんいきいきプラン」に、少子化対策を盛り込むことは難しいが、今後、長野市総合計画を見直す際には、人口減少対策として、一元的に盛り込めるよう検討したい。また、高齢者が、高齢者を支える仕組みづくりというということについて、65歳以上を老年者とはいっても、全ての人が介護を必要としているわけではなく、平均寿命が伸びる中、元気な人はぜひとも支える側になってほしいと思う。貴重なご意見を反映させていきたい。</p>
委員	<p>資料1の20ページの4「包括支援センターの設置」について、65歳以上人口3千人から6千人を目安に1包括を設置とあるが、今後地域によっては、高齢者人口に変動があると思うが、人数によって人員の見直しをするということなのか。また、篠ノ井、新町、大岡、中条の地域に2ヶ所委託の包括支援センターを設置とあるが、どう分けるのか。</p>
会長	<p>篠ノ井から中条の地域に包括を設置することは、昨年度までの協議会で検討されてきたことであるが、人口割のことも含めて説明願いたい。</p>
事務局	<p>介護保険施行規則の中で、包括の職員三職種を、高齢者人口3千人から6千人を目安に1人ずつ配置と定められている。人口の変化に伴い、すでに6千人を越えている地域については、人員を増員するための人件費を加配することで対応している。</p> <p>なお、篠ノ井地区から中条地区の包括設置については、どういった配置にするか、包括の募集をする際に、協議会におはかりしたい。</p>
会長	<p>資料1の17ページについて、介護保険の認定前の相談業務等、今後の包括の役割が益々大きくなると思うが、委託料等は、どのように考えているのか。</p>
事務局	<p>包括の委託料については、当然このままというわけにはいかないもので、事業の移行とともに、検討をしていく。</p> <p>17ページ、相談からの振り分けで、認定申請するかどうかの相談業務を包括が全て担</p>

委員	<p>うかということについて、更新の人については、ケアマネージャーがついている場合判断ができると思うが、問題は、新規申請の人に対して、包括が最初の相談窓口になるかというところで検討が必要と考えている。</p>
事務局	<p>今現在ケアマネがついている人で、更新申請をどうするか、そのケアマネが判断するということか</p> <p>更新申請の人は、認定期間が終わった段階で、ケアマネとの契約は切れるが、その後、更新するか、介護予防生活支援サービスの利用につなげるか、については、チェックリストでケアマネが判断できるので、相談をお願いしたいということ。</p> <p>意見を聴く形で、承認はなし</p>
	<p>(2) 長野市地域包括支援センター基準条例について</p>
	<p>質問・意見なし</p>
	<p>(3) 介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託について</p>
委員	<p>医療保険であれば、保険証さえ持っていけば、全国どこへ行ってもすぐに医者へかかることができる。介護保険についてもそうならないのか</p>
事務局	<p>長野市に住所を置いたまま県外でサービスを受けたい人について、要介護認定のある人は、居宅支援事業所を通して、サービス計画を立てるようになるが、その場合、全国どこの居宅支援事業所を利用してもよいことになっているので、保険証をもって行けばよいことになるが、要支援認定の人は、住所地の包括支援センターが予防プランを立てることになっているため、利用する委託の事業所について、運営協議会での許可が必要になる。</p> <p>なお、介護保険と、医療保険の一番大きな違いは、サービスを使う際に、サービスの計画（ケアプラン）を立てるため、間にケアマネージャーが入って契約を交わしてから利用するので、窓口ですぐに対応できないところである。</p>
委員	<p>包括支援センターの仕事（業務量）をみれば、居宅支援事業所が、介護予防支援のプラン委託を受けることは、必要だと思うが、今後、制度が益々複雑になる中、今まで健康でいた人が、いざ介護保険を使うということになったときに、いきなり複雑すぎて分からないということにならないように、今まで以上の制度に関する周知が必要だと思う。</p>
	<p>(3) 全員承認</p>
	<p>(4) 認知症高齢者・家族支援の新たな取組について</p>

委員	<p>資料8「安心おかえりカルテ」の書式について、本籍地の記載をするようになっているが、本籍はどこにおいてもよいことになっているので、出生地とは限らず、家族も本人も覚えてない場合もあるため、必要性があると思えない。また、行方不明になった際に、家族が慌ててしまって、最寄の警察等の連絡先等調べられないかもしれないので、カルテの中に記載しておく欄を設けてはどうか。</p>
事務局	<p>警察の担当者と調整する中で、本籍地というのは、行方不明の捜索願を出すときに必要になるということで、現在は、運転免許証にも本籍地が載らないということもあり、咄嗟に思い出せない人もいることから、記入しておいたほうが良いということで欄を設けた。</p> <p>最寄の警察署については、カルテ作成の際に、資料9の作成の目的が書かれた裏面に、警察署また、最寄の消防署の連絡先を記入して一緒に保管してもらうようにするので、それで確認できると思う。</p>
委員	<p>実施要領の中で、対象者は、「認知症又は認知症が疑われる人」とあるが、実際の対象者は認知症の中でも徘徊のある人だと思うが、単に認知症でひとくくりにしてしまうのはいかなものか。</p>
事務局	<p>民生児童委員協議会等を通じて、各地区の民生委員さんにも説明をしたところであるが、この制度は、あくまで利用を希望する人が登録していただく制度となっているので、強制するものではない。民生委員さんや、家族が、問題を抱えている場合は、包括が窓口となり、問題について共有することが必要であると考えている。</p>
委員	<p>「安心おかえりカルテ」の運用について2点提案したい。</p> <p>1点目は、家族が作成し、保管をして、包括は、その作成支援と、名簿管理のみということであるが、他市町村では、登録システムを採用し、実際行方不明になった際に、配信メール等に活用するという方法を取っているところもあるので、検討してほしい。</p> <p>2点目は、家族のいない独居の人に対して、現在は、捜索願も原則家族でないと受け取ってもらえないため、そういった人に対する制度の活用についてどうしていくか、検討が必要だと思う。</p>
事務局	<p>1点目について、他市町村の導入している「SOSネット」という情報システムについては、長野市でも検討はしたが、安心おかえりカルテの制度は、あくまで希望者を対象にしているのでこのような形になった。</p> <p>2点目に付いて、警察署とも独居老人に対してどう対応するか検討中である。</p>
委員	<p>民生委員として活動する上で、「福祉台帳」があり、「防災の書類」があり、またこの安心おかえりカルテとなると、書類がとても煩雑になる。</p> <p>「福祉台帳」は民生委員が保管するが、防災の書類と、カルテは、書く内容も同じところが多くあり、保管場所も自宅ということ、また、両方とも、裏面等更新していかなければならない。これは、家族にとっても大変負担であり、なかなかできることではない。</p> <p>同じようなものをいくつも家で保管させることは、賛成できない。</p>

	<p>「福祉台帳」については、何かあった場合、情報公開してよいという制約印をもらっているのですが、そういった形で統一していけないか検討してほしい。</p>
事務局	<p>目的が違うものなので、統一は今のところ難しい。 また、こちらでの管理ということになると、インターネット等での登録ということになるが、個人情報のことだけでなく、警察関係者の中でも、それらを悪用される可能性を指摘する意見もあって、意思統一が難しい。今後の検討課題としていきたい。</p>
委員	<p>カルテの裏面に写真を添付するようになっているが、保管の際に、もう1枚同じ写真を用意しておくようにすれば、検索の際に役立つのではないかと。</p>
高池委員	<p>この安心おかえりカルテの話が居宅支援事業所にあった際に、初めは、包括の職員が実際のお宅へ行って作成に関わるのかと思ったら、実際はケアマネが関わり、包括の職員は名簿管理をするということだったが、こういうことを手がかりに地域の包括システムを作っていくという意味で、包括がカルテの作成に携わることも必要なのではないかと思う。 自分のケースでも、カルテの導入前であるが、交番の警察官とも関わりを持っていたため、いなくなってから30分くらいで見つかった例があった。すぐには無理かもしれないが、包括が地域に入っていく手がかりとして、利用したらどうか。 また、最寄の警察署が2ヶ所となっているが、近くの交番との関わりも大事だと思う。</p>
事務局	<p>交番の警察官は、不在のことが多いため、なかなか連絡がつかないことがあるということで、管内の最寄の警察署へ電話していただくと、初期対応が早くなるということである。</p>
委員	<p>「安心おかえりカルテ」という呼称について、「おかえり」といった段階で、徘徊を決め付けているようであり望ましく思わない人がいるのではないかと。また、先ほど意見があったが、部署ごとに様々な様式のものを作らせることは、家族、本人とも負担があるので、様式を統一させる等の連携をすべきである。</p>
事務局	<p>性質の違うものを一つにしていくことは難しいので、今後の検討課題としていきたい。 なお、安心おかえりカルテは、あくまでも、希望する人に記入・保管していただくものになっているため、その主旨をふまえて説明をしながら、作成支援をしていきたい。</p>